

農林土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

第3条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

(1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行わ

れた場合

- (2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙－２④『７．法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－２⑤『８．法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
- (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

(1日未満で完了する作業の積算)

- 第4条** 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
 - 3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
 - 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
 - 5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
 - 6 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第13条第1項の施工箇所とする。

1日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

(現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事)

- 第5条** 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。
- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

(資材価格高騰に対する特例措置)

- 第6条** 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。
- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

(仮設トイレの洋式化)

第7条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第8条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第9条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

2 対象工事等は、次のURL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】
徳島県CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（CCUS活用推奨モデル工事）

第10条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領（農林）
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/>

（週休2日確保工事）

第11条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取り組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。

3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。

- 4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局
農林水産部〇〇庁舎
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(標示板記載例) 月単位の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事
完全週休2日(土日)

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局
農林水産部〇〇庁舎
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(標示板記載例) 完全週休2日(土日)の場合

(見積施工歩掛実態調査)

第12条 本工事の別紙1の歩掛は見積により決定しており、その実態を把握するために調査を行うこととしている。よって、受注者は、発注者から提供される調査票の提出に協力しなければならない。

(施工箇所が点在する工事の適用)

第13条 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、「曾江谷地区(夏子ダム)、曾江谷地区(美馬市合同会館)、曾江谷地区(西部総合県民局)(以下、施工箇所という)」ごととに共通仮設費、現場管理費及び機器管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

- 2 本工事における共通仮設費の金額は、施工箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、施工箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。さらに、機器管理費の金額も同様に、工事箇所毎に算出した機器管理費を合計した金額とする。

また、共通仮設費率、現場管理費率の補正(施工地域による補正等)及び機器管理費率については、施工箇所毎に設定する。

一般管理費については、施工箇所毎ではなく、通常の積算方法により算出する。

(本工事の特記仕様事項)

第14条 本工事における特記仕様事項は、別紙「本工事における特記仕様事項」のとおりとする。

別紙1（第12条 見積施工歩掛実態調査一覧）

- ・ダム諸量処理装置 現地調整
- ・入出力処理装置 現地調整
- ・L2SW設置
- ・L2SW調整
- ・メディアコンバータ設置
- ・メディアコンバータ調整
- ・メディアコンバータ配線工
- ・ルータ設置
- ・ルータ調整
- ・メディアコンバータ設置
- ・メディアコンバータ調整
- ・メディアコンバータ配線工
- ・光ケーブル敷設

本工事における特記仕様事項

1. 総則

1. 1 適用

本仕様事項は、徳島県（以下「甲」とする）が発注する「R7馬耕 合理化 曾江谷 電気通信設備工事」（以下「本システム」という）の設計、製作、据付工事に適用する。

1. 2 適用の範囲

契約の範囲は、本仕様事項に基づくシステムの設計・製造および接続・調整・検査までの一切とする。

1. 3 工事箇所

本工事の工事場所等は、設計図書及び別途指示によるものとする。

夏子ダム 美馬市脇町西俣名
美馬市合同会館 美馬市脇町大字脇町
西部総合県民局 美馬市脇町大字猪尻

1. 4 工事概要

本工事は、夏子ダム管理設備で取り扱っているダム諸量データを、徳島県水防情報伝達システムを経由し国土交通省 四国地方整備局へ送信するものであり、その概要は以下のとおりである。

- (1) 夏子ダム管理設備改修 1式
- (2) 通信経路の整備 1式

1. 5 工事の範囲

(1) 工事の範囲は、契約書及び本仕様事項に基づく各設備の設計・製作・運搬・施工・据付・改造及び調整試験と竣工検査合格までの費用を含むものである。

なお、美馬市合同会館～西部県民局間の専用回線（美馬ねっと）の開通も本工事に含むものとする。

(2) 次に示すものは本工事の範囲外とする。

- 1) 管理所改修工事(建築・土木工事)
- 2) 既設装置への配線工事（配線ならびに配管は既設流用とする。）

1. 6 施工条件

(1) 本工事の据付に当たっては、できる限り既設施設の運用に支障をきたさないように施工すること。また、運用を制限する場合は、その工程・方法等の詳細について監督員と協議するものとする。

1. 7 提出書類

請負者（以下「乙」とする）は、下記に定める資料を提出するものとする。

(1) 承認図書

乙は、製作に先立ち、本仕様書に基づいて詳細な打ち合わせを行い、次の書類を指定する期日までに提出し、あらかじめ承認を得なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

- ① システム系統図
- ② 装置構成ブロック図
- ③ 機器仕様書
- ④ 施工計画図
- ⑤ その他、監督員が別に必要と認める書類

(2) 完成図書

工事が完成したときは、次の書類を速やかに提出するものとする。

- ① 工事月報及び工事工程写真 1部

② 工事工程記録及び工事完成写真	1部
③ 工事完成図書	3部
④ 試験成績書	1部
⑤ 取扱説明書	3部

1. 8 官公庁等への手続き

官公庁等への手続きに必要な書類は以下のとおりとする。

乙は、申請に必要な情報を甲まで提出するものとし、仕様作成は甲にて実施するものとする。

- ① 回線申請書（美馬ねっと） 1部

1. 9 検査

乙は、次に示す検査を受けなければならない。この検査にかかる日程、内容及び検査方法については監督員と打ち合わせるものとし、検査に必要な費用、測定器類及び人員などは乙が準備する。ただし、監督員との協議により、書類検査にかえることができる。

(1) 工場検査

機器の製作完了後、工場において立会検査を行う。

(2) 中間検査など

監督員は、工事の途中において中間検査を行なうことがある。

(3) 完成検査

現地据付完了後、工事竣工検査前に完成検査を行う。

(4) 引き渡し

工事竣工検査の合格をもって引き渡しの完了とする。

1. 10 保証

保証期間は2ヶ年とし、この期間中に生じた故障で乙の責任と見なされるものについては、速やかに無償で修理または交換することとする。また、特に重大な故障については、本期間経過後であっても、甲乙協議の上で修理、交換を行わせることがある。

1. 11 貸与資料

本工事の施工において、関連する次の資料は貸与する。

(1) 資料名

1) 平成3年度 夏子ダム管理設備製作工事 完成図書

2) その他必要となる資料

(2) 貸与期間 工事施工期間

(3) 返納場所 夏子ダム管理所

(4) その他 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

1. 12 著作権の譲渡等

(1) 乙は、成果物が著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係わる乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に移転するものとする。（移転にかかる費用は乙が負担する。）

(2) 乙は、前項に定める著作物にかかる著作者人格権について、甲による指示がある場合を除き、甲又は甲の指定する者に対し、原則としてこれを行行使しないものとする。

(3) 成果物に関する著作権のうち、本契約締結以前より既に乙が保有しているソフトウェアプログラムを含む著作物（開発済みのパッケージソフトを含む）及びそれらを構成するモジュール、サブルーチン等にかかる著作権は、前項の規定にかかわらず、引き続き乙に留保されるものとする。また、第三者が権利を有するソフトウェアプログラムを含む著作物にかかる著作権も、前項の規定にかかわらず当該第三者に留保されるものとする。

(4) 甲は、第1項に定める著作物について、甲が利用する目的において、著作権法第47条の2の規定に基づき複製、翻案することができるものとする。

(5) 乙は、第1項に定める成果物が第三者の著作権を侵害していない事を保証しなければならない。

(6) 乙は、第1項に定める成果物に関して、第三者との間で紛争が生じた場合は、乙の責任

と負担において解決するものとする。

1. 13 特許権等

- (1) 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示が無く、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
- (2) 特許権等を伴う発明等が甲または乙のいずれか一方で行われた場合、かかる特許権等は発明等を行った者が属する当事者に帰属する。この場合、甲または乙は、発明等を行った者との間で特許法その他の特許権等に関連する法律により、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 乙がこの契約締結以前から保有していた特許権等を業務に利用したとき又は、前2項により乙に帰属する特許権等が業務に利用された場合、甲は、この契約に基づき成果物を利用するために必要な範囲に限り、当該特許権等を利用することができる。
- (4) 業務を遂行する過程で、特許権等を伴う発明等が甲及び乙に属する者の共同で行われた場合、この特許権等は甲及び乙の共有（持分均等）とする。この場合、甲及び乙はそれぞれに属する当該発明等を行った者との間で特許法その他の特許権等に関連する法律により、必要な装置を講ずるものとする。
- (5) 甲及び乙は、前項の共同発明等に係わる特許権等について、それぞれ相手方の書面による同意を要することなく、これらを自ら実施又は利用することができる。ただし、これを第三者に対し実施許諾する場合、又は、持分の譲渡及び質権の設定を行う場合は、相手方の書面による事前の同意を要するものとする。この場合、相手方と協議の上、実施許諾の条件、譲渡条件等を決定するものとする。
- (6) 成果物の著作権については、前項までの規定にかかわらず前条の定めるところによる。

1. 14 仕様事項の疑義

実施にあたり、甲の都合により仕様の一部を変更することがある。また、乙のやむを得ない都合により変更を必要とする場合は、その旨、書類を提出して甲の承諾を得なければならない。なお、変更を生じた場合、仕様の変更にとまなう、その請負額の変更については、甲乙協議の上、決定するものとする。

その他定めのない事項及び本仕様の内容に疑義を生じた場合は、甲と乙が協議するものとし、どちらかの一方的解釈によってはならないものとする。また、本仕様書に記載されない事項であっても、本システムの工事の性格上当然施工すべきであると認められる事項は、乙の負担において施工するものとする。

1. 15 別途工事との関連

機器の製作・据付・調整にあたり、別途計画される各種工事との関連が生じた場合は、監督員の指示を受け、目的とする本システムの施工に遅滞を生じさせないように、関連者と充分協議の上、円滑に施工することとしなければならない。

なお、本項は機器の運用後においても遵守するものとする。

1. 16 技術指導

乙は、工事完了後において、システム全体の機能説明及び運用、保守について必要な説明書を作成の上、十分な技術指導と技術・運用方法の教育を行うものとする。

2. 共通指定事項

2. 1 適用法規等

本工事を設計・製作・施工するにあたっては、本仕様書に定めるもののほか、次の各号にあ
げる関係法規、規格、基準等に従わなければならない。

- (1) 徳島県土木工事共通仕様書
- (2) 徳島県諸法規
- (3) 有線電気通信法及び同法関係規則
- (4) 電気設備に関する技術基準
- (5) 日本工業規格(J I S)
- (6) 電気学会規格調査会標準規格(J E C)
- (7) 日本電機工業会標準規格(J E M)
- (8) 日本電子機械工業会規格(E I A J)
- (9) 国土交通省関係標準仕様書
- (10) 電波法
- (11) その他関係法令、条例、規格等

2. 2 構造及び性能の基本条件

- (1) 本システムを構成する各装置は、堅牢にして長時間の使用に耐える構造であり、日常の点
検が容易に行うことができ、かつ、人体に危険を及ぼさないよう安全の保持に十分留意しな
ければならない。
- (2) 本システムは、地震、暴風雨及び雪等の異常現象下においても良好に動作し、十分に機能
するものでなければならない。
- (3) 本システムは、他システムや他機関システムとの連携を図るため、各システムとの共通の
互換性もてるようシステム構築を行うものとする。

2. 3 銘板・表示等

- (1) 構成機器は、品名、型式、製造会社、製造年月日等を記載した銘板を付けなければならない
い。
- (2) 構成機器の入・出力端子・調整箇所及び部品等は、図面と対照し容易に判別できる標識の
表示を行う。
- (3) 装置の取扱上、特に注意を要する箇所については、その旨表示を行う。
- (4) その他、監督員が指定するものについては監督員の指示により表示を行う。

2. 4 周囲条件

(1) 環境条件

機器は、次の標準環境条件において正常に動作しなければならない。

項目	屋内機器		屋外機器
	管理所機器	子局機器	
温度	5~40℃ [10~35℃]	0~40℃	-10~40℃
相対湿度	30~80% [40~80%]	30~80%	30~90%
耐震 (許容加速度)	水平：3.92 m/s ² (0.4G) 垂直：1.31 m/s ² (0.13G)(地表)		

- (注)
- 1) 温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である。
 - 2) 管理所機器における [] の値は、汎用品(FAPC、プリンタ等)である。
 - 3) 子局機器は、レモータ子局装置、放流警報子局装置、データ伝送装置等である。
 - 4) 屋外機器とは、計測装置等とする。
 - 5) 屋外に設置する機材は、瞬間最大風速60m/sにて損壊しないもので直射日光、
雨、雪等により機能障害を生じることなく安定した動作をすることとする。

(2) 機器への供給電源

機器への供給電源は、次の電源方式、電源仕様とする。

電源方式	電源仕様
交流電源方式	① 相数・電圧：単相2線、100V±10V ② 周波数 : 60Hz±1Hz

2. 5 伝送路

適用する伝送路は以下のとおりとする。

伝送区間	伝送路種別	伝送路構成	伝送速度	対向方式
ダム管理所～ 美馬市合同会館	美馬ねっと	光ケーブル (既設利用)	100Mbps	1:1 (監視)
美馬市合同会館～ 西部県民局	美馬ねっと	光ケーブル	100Mbps	1:1 (監視)
西部県民局～ 徳島県庁	徳島県 (全庁LAN)	—	100Mbps	1:1 (監視)

2. 6 既設設備との受け渡し条件

(1) 既設設備の受け渡しは既存のままとする。

2. 7 耐震条件

- (1) 機器の据え付けに際しては、「土木工事共通仕様書」に準拠するものとする。
- (2) 耐震条件について特に定める場合には、別途仕様を指示する。

2. 8 塗装色

(1) 塗装色は、承認図によって承認を行う。

3. 機器仕様

3. 1 夏子ダム管理設備

夏子ダム管理システムは、ダム貯水位等の各計測値等を収集し、演算・蓄積・表示並びに制御をおこなうものである。今回新たに夏子ダム管理設備で取り扱っているダム諸量データを、徳島県水防情報伝達システムを経由し国土交通省 四国地方整備局へ送信する機能を追加するものである。

3. 1. 1 ダム管理所

1) ダム諸量処理装置 改造

本装置は入出力処理装置等から情報を受信し、演算・蓄積・表示並びに配信をおこなうものである。以下改造を実施すること。

(1) 徳島県水防情報伝達システム向け通信機能（追加）

徳島県水防情報伝達システムへの観測情報を送信するためのデータ送信機能を追加すること。通信仕様は統一河川情報システムテレメータ伝送仕様とする。

なお、CPU本体のLANポートは、空きポートを利用するものとし、既設のリモート端末装置（美馬市役所に設置済み）と異なるネットワーク体系で通信を行うこと。

2) 入出力処理装置 改造

本装置は各計測装置等から観測情報を受信し、一次処理・演算・表示をおこなうものである。以下改造を実施すること。

(1) 徳島県水防情報伝達システム向け機能（追加）

徳島県水防情報伝達システムへの観測情報を送信するためのデータ一次処理機能を整備すること。

3) L 2 SW

①形式	ユニット型
②ポート数	8ポート
③スイッチング容量	10Gbps程度
④VLAN	ポートベースVLAN, タグVLAN, マルチプルVLAN
⑤IPマルチキャスト	IGMP Snooping (v1/v2/v3), MLD Snooping (v1/v2)
⑥管理プロトコル	SNMP
⑦設定方法	Web GUI, TELNETによるコマンドを使用 等
⑧電源	AC100~240V (50/60Hz)

3. 1. 2 伝送路（美馬市合同会館）

1) L 2 SW

①形式	ユニット型
②ポート数	8ポート
③スイッチング容量	10Gbps程度
④VLAN	ポートベースVLAN, タグVLAN, マルチプルVLAN
⑤IPマルチキャスト	IGMP Snooping (v1/v2/v3), MLD Snooping (v1/v2)
⑥管理プロトコル	SNMP
⑦設定方法	Web GUI, TELNETによるコマンドを使用 等
⑧電源	AC100~240V (50/60Hz)

2) MC

①形式	ユニット型1心タイプ
②発光中心波長	1310m, 1550m
③適合ファイバ	SMファイバ、MMファイバ
④伝送距離(目安)	2m~40km、2m~10km

3. 1. 3 徳島県 西部県民局 美馬庁舎

1) FW（ファイアウォール）

①形式	ユニット型
②ポート数	1ポート(WAN), 1ポート(LAN)
③L2スイッチ機能	ポート分離, LAN分割, ポートミラーリング

- | | |
|-------------|--|
| ④VPN機能 | IPsec 等 |
| ⑤NAT機能 | NAT, IPマスカレード, 静的NAT, 静的IPマスカレード等 |
| ⑥認証機能 | RADIUS, PAP/CHAP, MS-CHAP/MS-CHAPv2 |
| ⑦ファイアウォール機能 | 静的; 入力遮断フィルター (IPアドレス, ポート, プロトコル)
動的; ポリシーフィルター (IPアドレス, ポート, プロトコル) |
| ⑧管理プロトコル | SNMP |
| ⑨設定方法 | Web GUI, TELNETによるコマンドを使用 等 |
| ⑩電源 | AC100~240V (50/60Hz) |

2) MC

- | | |
|-----------|-----------------|
| ①形式 | ユニット型1心タイプ |
| ②発光中心波長 | 1310m, 1550m |
| ③適合ファイバ | SMファイバ、MMファイバ |
| ④伝送距離(目安) | 2m~40km、2m~10km |

3. 1. 4 送信データ

- | | | |
|--------|------|-----------|
| (雨量) | 夏子ダム | 時間雨量、累計雨量 |
| (水位) | 夏子ダム | 貯水位 |
| (ダム諸量) | 夏子ダム | 流入量、全放流量 |